

令和3年度8月第2回補正予算（案）概要

- | | |
|------------------|---|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 8月第2回補正予算事業一覧 | 2 |



吉 岐 市

令和3年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	8月第2回補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		22,723,997	150,450	22,874,447	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,770,649	3,770,649	
		診療施設勘定	49,536	49,536	
		計	3,820,185	3,820,185	
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,654,107		3,654,107
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,693,224		3,693,224
	下水道事業特別会計		334,818		334,818
	三島航路事業特別会計		113,829		113,829
	農業機械銀行特別会計		102,234		102,234
合 計		8,428,817		8,428,817	
一般会計、特別会計の合計		31,152,814	150,450	31,303,264	

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	8月第2回補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	724,277		724,277
	収益的支出	810,421		810,421
	資本的收入	147,318		147,318
	資本的支出	378,803		378,803

令和3年度8月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	新型コロナウイルス感 染拡大防止営業時間短 縮事業	105,315	150,450	255,765	0	150,450	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 全国的に感染拡大のスピードが極めて速く、長崎県においても今後さらなる感染拡大が予想されることから、人と人との接触機会を低減するための対策を集中的に講じる。</p> <p>●事業内容 長崎県にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、長崎県より飲食店等に対する営業時間短縮要請期間の延長がなされたため、第2期及び第3期の要請期間に営業時間の短縮を実施した飲食店等に対して協力金を支給する。</p> <p>(協力金支給額) 店舗の事業規模(売上高)に応じて支給 ①中小企業(個人事業含む)・・・25千円～75千円/日 ②大企業・・・上限200千円/日</p>	商工振興 課 P10～11

令和3年壱岐市議会定例会8月第2回会議
議案第45号関係資料

飲食店等営業時間短縮協力金(第2期・第3期)

■事業名 飲食店等営業時間短縮協力金(第2期・第3期)

■事業概要 新型コロナウイルス感染症の急拡大を防止するため、長崎県にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、長崎県より飲食店等に対する営業時間短縮要請期間の延長がなされたため、第2期及び第3期の要請期間に営業時間の短縮協力を行った飲食店等に対し、協力金を支給する。

■要請期間 第2期：令和3年8月24日(火)～9月6日(月) 14日間
第3期：令和3年9月7日(火)～9月12日(日) 6日間

■協力金支給額 上記要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗に対し、店舗の事業規模(売上高)に応じて支給。
・中小企業(個人事業含む) 25千円～75千円/日
・大企業 上限200千円/日

■申請受付期間 令和3年9月7日(月)から同年10月29日(金)まで ※消印有効

■所要予算額 150,450千円(長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金)
・協力金 147,500千円 ※件数・支給単価は長崎県が算出
・事務費 2,950千円

■要請概要 午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請。ただし、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けている店舗については、午後9時までの営業時間短縮(酒類提供は午後8時まで)を要請。

■対象施設 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設
(飲食スペースを有するもの)

※ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合は対象とならないが、宿泊客以外の方も利用できる場合は対象。

※宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイトインスペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチンカーは対象外。

【支給対象外】

- ・従来の営業時間が午後8時までの店舗
- ・今回の要請前に既に廃業(または長期間休業)している店舗

■支給額の算定

<中小企業等>

1日あたりの売上高（※1）	協力金の支給額
8万3,333円以下	25,000円
8万3,333円超～25万円未満	1日の売上高（※）の3割
25万円以上	75,000円

※1 前年度または前々年度の同月の売上高から1日あたりの売上を算出

<大企業>

1日あたりの売上減少額の40%

※2 中小企業等でもこの計算方法を選択可能

※3 上限：「20万円」または「1日の売上高×0.3」のいずれか低い額

■支給額の計算例

①飲食店で令和元年8月から9月の売上高が500万円の場合

$500 \text{万円} \div 61 \text{日} \doteq 81,968 \text{円/日} \Rightarrow$ 1日あたりの協力金支給額 25,000円

第2期支給額・・・35万円（25,000円×14日）

②飲食店で令和元年8月から9月の売上高が510万円の場合

$510 \text{万円} \div 61 \text{日} \doteq 83,607 \text{円/日}$

\Rightarrow 1日あたりの協力金支給額 26,000円（83,607円×0.3）※千円未満切り上げ

第2期支給額・・・36万4,000円（26,000円×14日）

③宿泊者以外が飲食利用できる宿泊施設で、令和元年8月から9月の宿泊者以外の飲食利用の売上高が500万円の場合

$500 \text{万円} \div 61 \text{日} \doteq 81,968 \text{円/日} \Rightarrow$ 1日あたりの協力金支給額 25,000円

第2期支給額・・・35万円（25,000円×14日）

※第2期は8月と9月の2か月にわたるため、2か月分の売上高を合計した額を61日で割り戻して算出する。

※第3期は前年または前々年の9月における売上高を、30日で割り戻して算出する。